

選手の移籍に関する手続きについて

千葉市中央区少年軟式野球連盟

他のクラブに所属していた選手を入部させる場合は、学童の健全育成に基づき以下の場合を除き、下記の手続きにより千葉市中央区少年軟式野球連盟の承認を得るものとする

【手続きが不要な場合】

1. 転居、転校などに伴って移籍する者
2. 他のクラブに所属していない期間が6カ月を超える者
3. 所属クラブが休部・廃部になった場合

【移籍手続き】

1. 移籍先クラブの代表は、前所属クラブ代表に「移籍承諾書*別紙1」により承諾を得る
2. 移籍元、移籍先両クラブの代表は当連盟事務局に移籍承諾書を提出する
3. 提出を受けた当連盟は理事会に於いて移籍の承認の可否を審議し、結果を移籍元、移籍先両クラブに通知する
4. 通知を受けた移籍先クラブの代表は選手の入部手続きを行う

【注】

1. 旧所属クラブが所属する連盟又は協会等に選手の移籍に関する取り決めがある場合に於いては、その取り決めに従った上で、上記の手続きを行う
2. 転居、転校などに伴って移籍する場合も上記の手続きを行うことが望ましい

【附則】

1. 移籍手続きが終了した選手は、特別な場合（転居、転校、いじめ等）を除き直近（移籍後次の大会）の各種大会には出場できない
2. 移籍の手続き無く、無断移籍が発覚した場合は処分の対象とし当連盟で処分を決定する

2025/01/11 追記